

盗難された通帳等を用いた預金等の払戻し等による被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約

1. 特約の適用範囲等

- (1)この特約は、個人のお客さまの預金取引ならびに商工債の保護預り取引に適用されません。
- (2)この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ① 盗難された通帳、証書、お取引証（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な預金の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）または保護預り中の商工債（以下、「債券」といいます。）の償還（償還期日前における買取りを含みます。）が行われた場合における取扱い
 - ② 本人確認（預金の払戻しまたは債券の償還（以下、「払戻し等」といいます。）における権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3)この特約は、各種預金規定、商工債保護預り口座規定、総合口座取引規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 盗難された通帳等による不正な払戻し等

- (1)盗難された通帳等を用いて行われた不正な払戻し等（以下、本条において「当該払戻し等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者または債券の所有者（以下、「預金者等」といいます。）は当金庫に対して当該払戻し等の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者等本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者等の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻し等の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者等に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、当該払戻し等が最初に行われた日。）から、2

年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

① 当該払戻し等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 当該払戻し等が預金者等の重大な過失により行われたこと

B 預金者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者等が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当金庫が当該預金または債券について預金者等に払戻しまたは償還を行っている場合には、この払戻しまたは償還を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

(6)当金庫は、不正な払戻し等を受けた者その他の第三者から預金者等が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

(7)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金の払戻しもしくは債券の償還に係る請求権は消滅します。

(8)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対して預金者等が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. 払戻し等における本人確認

払戻し等において、原規定に定めのある払戻し等の手続に加え、当該払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

4. 特約の変更

(1) この特約の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。